

建設環境委員会記録

とき 令和7年5月22日

国分寺市議会

建設環境委員会

令和7年5月22日（木）

○ 出席委員

委員長	中山 ごう
副委員長	久保 けいこ
委員	対馬 ふみあき
	寺嶋 たけし
	高瀬 かおる
	丸山 哲平
	及川 妙子

○ 審査事項

- 1 議案第38号 工事請負契約について
- 2 議案第35号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第36号 市道路線の一部廃止について
- 4 議案第37号 市道路線の認定について

《報告事項》

- (1) 第三次国分寺市環境基本計画の策定について
- (2) 再生可能エネルギー等の導入について
- (3) ブロック塀等に関する取組について
- (4) 都市計画道路事業の進捗状況について
- (5) 西町五丁目緑地について
- (6) その他

午前9時30分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

◇

○中山委員長 早速ですが、お手元の審査事項2番、議案第36号及び審査事項3番、議案第37号に関する審査のため、現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

また、今後の現地視察の実施ですが、現委員の任期中におきましては委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、視察のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前9時31分休憩

午前10時46分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

さきの本会議において、本委員会の委員が新たに選任されておりますので、ここで改めて各部長から担当職員の方々の紹介をお願いいたします。

まず、まちづくり部からお願いします。

○加藤まちづくり部長 おはようございます。まちづくり部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

今年度につきましては、環境経営課が新たに新設されまして、5課6課長という形になっております。

では、順次、自己紹介をさせていただきます。

○三田まちづくり計画課長 まちづくり計画課長の三田でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○坂本環境経営課長 環境経営課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

○高木まちづくり推進課長 まちづくり推進課長の高木です。よろしくお願いいたします。

○秋山西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長 西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長の秋山でございます。よろしくお願いいたします。

○細江駅周辺整備課長 駅周辺整備課長の細江でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉建築指導課長 建築指導課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

○島崎建設環境部長 建設環境部長の島崎でございます。

建設環境部につきましては、7課9課長となっております。順番に自己紹介をさせていただきます。

○山口建設事業課長 建設事業課長の山口です。よろしくお願いいたします。

○村田街路整備担当課長 街路整備担当課長の村田でございます。よろしくお願いいたします。

○一色道路管理課長 道路管理課長の一色です。よろしくお願いいたします。

○古谷交通対策課長 交通対策課長の古谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口下水道課長 下水道課長の野口です。よろしくお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長 緑と公園課長の岡沢でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

- 小野木環境対策課長 環境対策課長の小野木でございます。よろしくお願いいたします。
- 井上清掃施設担当課長 清掃施設担当課長の井上です。引き続き、よろしくお願いいたします。
- 栗原ごみ減量推進課長 ごみ減量推進課長の栗原です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 中山委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

本日の議題に係る説明員以外の方は、退席していただいて結構です。

それでは、お手元の審査事項一覧に沿いまして、議案の審査に入りたいと思いますが、ここで、本日の審査事項の順番について、委員長といたしまして、審査の都合上、一部変更を提案いたしたいと思っております。

初めに審査事項4番、議案第38号を審査した後、審査事項1番、議案第35号から順に審査したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 中山委員長 御異議なしと認め、議案審査の順番をさよう変更いたします。



- 中山委員長 それでは、**議案第38号 工事請負契約について**を議題といたします。

審査に当たり、出席説明員の要求についてお諮りいたします。

国分寺市議会委員会条例第18条の規定により、総務部長及び契約管財課長の出席を求めたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 中山委員長 御異議なしと認め、当委員会といたしまして、総務部長及び契約管財課長の出席を求めるといたします。

それでは、手続のため、暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

- 中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、議案第38号について、担当より説明を求めます。

- 佐藤契約管財課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号、工事請負契約について御説明いたします。

黒鐘公園整備工事につきまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御審査をお願いするものでございます。

資料といたしましては、工事請負仮契約書と競争入札結果を提出させていただきました。

本件は指名競争入札によって業者選定を行っております。令和7年4月9日に10者を指名し、4月25日に入札を行った結果、1回目の入札では5者の入札がありましたが、予定価格と最低制限価格の間に入った業者がいなかったため、同日に2回目の入札を行った結果、西武造園株式会社東日本支店が決定業者となりました。金額につきましては、消費税を含めまして、2億284万円となりました。

また、次のページの競争入札結果についてでございますが、この資料の額は全て消費税込みの額にて統一してございます。

私からの説明は以上です。

○岡沢緑と公園課長 私から工事の概要について御説明いたします。

資料を御用意しておりますので、緑と公園課作成資料を御覧ください。

整備面積につきましては、黒鐘公園全体の面積の約3割ほどに当たる約3,650平米でございます。

2ページ目、裏面にあります。一点鎖線で囲まれた部分、黒鐘公園の北側の一部が今回の整備範囲となっております。

整備する施設としましては、インクルーシブな遊具、バリアフリーに配慮したトイレや園路、車椅子利用者用駐車場などがございます。ほかにベンチや水飲み場等を整備いたします。

整備工事の完了につきましては、令和8年1月30日を予定しております。令和7年度内の使用開始を目指しております。

また、令和7年度スケジュール予定につきましては、1ページ目の下段にある記載のとおりでございます。

工事概要に係る説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中山委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

○及川委員 説明ありがとうございました。黒鐘公園の整備事業についてですけど、今回の整備範囲以外のところは使えるということによろしいですね。

○岡沢緑と公園課長 委員のおっしゃるとおり、使用できる状態でございます。

○及川委員 そうすると、工事しているほうには入れないように柵などはやるのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 オレンジネット等で安全区画を形成して、工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

○及川委員 それと、この池を残してほしいという意見がすごく出ていたんですけど、それはどうなったんでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 池につきましては、一般質問でも御答弁させていただいたところでございますが、池の活用を踏まえた水遊び場について、現在、有効に活用できないか、専門家の意見を伺いながら検討を行っているという状況でございます。

○及川委員 もう設計は終わっているのではないのですか。

○岡沢緑と公園課長 この池を活用した水遊び場につきましては、まだ検討中でございます。

○及川委員 それはいつ決まるのですか。

○岡沢緑と公園課長 今回の工期内に間に合うような形で、9月ぐらいの設計変更に向けて、順次、検討を行っている状況でございます。

○中山委員長 変更するんですね。

○及川委員 それと、この遊具ですが、これは全てインクルーシブな遊具ということによろしいのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 今回、整備する遊具は全部で5つございますが、全て、インクルーシブな遊具でございます。

○及川委員 アンケートというか、説明会に来た人と、あと現地とかで、シールを貼ってもらって、その結果、決まったということによいのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 今、委員のおっしゃった遊具アンケートのほか、これまでいただいた市民ワークショップや市民懇談会での御意見を参考にして、この5つの遊具を選定しております。

○及川委員 分かりました。

普通の遊具とまた少し違うので、使い方とか、なかなか分かりにくいものもあるかなと思ったので、丁寧に説明してあげてください。皆さん、すごく楽しみにしていると思います。

それで、バリアフリーに配慮した園路のところなんですが、これはどういう感じになるんでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 現在の園路につきましては、特に、この北側道路寄りにある太い幅の園路があるんですけども、これについては勾配を多少調整しなくてはなりませんので、少し調整して、バリアフリーに配慮した園路に整備し直す予定でございます。

○及川委員 そうですね。結構、傾斜があったかなという感じなので、その辺も少し大変かなと思います。また、今年も暑くなると思うので、工事はいろいろ大変かと思います。木はどうなんですか。

○岡沢緑と公園課長 遊具の使用時の安全性を考慮し、今回の整備で伐採する部分は生じますが、必要小限での伐採で進めてまいりたいというふうに考えております。

○及川委員 周りに木がたくさんあって、涼しいんですね。黒鐘公園へ行くと、冷やっとした感じになって、とてもいいところだなとは思っているんですけど、説明会が多分あるので、そのときまでには大分はっきり、どのぐらい木を切るかとか分かると思うんですけど、それでよろしいですね。うなずいていらっしゃるけど。

○岡沢緑と公園課長 工事説明会を7月に予定しておりますので、その際に、その辺の内容を含めて説明したいというふうに考えております。

○及川委員 そのときまでには、設計変更なども、もしあるのであれば、その時点で分かっていることを、きちんと説明してください。とても関心を持っていらっしゃる方が多いと思いますので、きちんと説明して、設計図なんかもちょうんと、あと遊具もこういう遊具になりますというようなことも、あと駐車場のことなんかもすごく気にされていた方が多いので、その辺のことも丁寧に説明していただければと思います。終わります。

○中山委員長 ほかに。

○高瀬委員 今、及川委員の質疑の中で、設計変更ということがあったんですけども、設計変更に係る今後の手続が、どのようなものが必要なのか、あるかないのかも含めて教えていただけますでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 すみません。私、先ほど設計変更前提で話をしてしまいましたが、その設計変更の是非も含めて、今、検討しているという状況でございますので、具体的な日程等についても、これから、検討するという形になってございます。

○高瀬委員 ということは、今後、工事説明会も行われ、御意見もいただきながら、その是非も検討するということになるんでしょうかというのが一つと、そうすると、その設計によっては現場の工事も後ろ倒しになる可能性があると考えていいのか、そこについて、御答弁いただいております。

○岡沢緑と公園課長 設計変更するかどうかということも踏まえて検討しておりますので、そこについては、もっとより詳細に検討した中で、今後の進め方についても確認していきたいというふうに考えております。

○高瀬委員 ということは、設計変更の是非も含めてということで御答弁ありましたので、そこについても、どの時点でどのようになるのか、今の御答弁からは分かりませんが、そこについては、詳細が決まってきたら、またお知らせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長 関連で、ちょっと確認していいですか。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 今回の設計変更の関連ですが、7月に工事説明会が予定されているので、それまでには、その是非の判断を含めて行うということによろしいのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 工事説明会というのは、現場に入る前に開催するものでございますので、7月の工事説明会の時点で、お伝えできる内容であれば、そこで話をしたいというふうに考えてございます。

○中山委員 そうすると、いつまでにその判断をすれば間に合うという想定なんでしょうか。先ほど、この工期は変えないよということに答弁されたと思うので、そのお尻の最終はここまでというのは決まると思うんですけど。

○岡沢緑と公園課長 こちらにつきましては、当初から年度内の使用開始を目指しておりますので、今後、工事業者が決まった中で、もし必要だった場合は、その業者と、その辺も含めて協議をしていきたいというふうに考えております。

○中山委員 分かりづらいね。いいです。

○久保副委員長 いいですか。

○中山委員 私はいいです。分かりづらい。まだ何も決まっていないのですね。ただ、工事業者が決まったと。

○塩野目副市長 答弁調整のため、少々お時間をいただきたいと思います。

○中山委員長 暫時休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時05分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

○岡沢緑と公園課長 先ほどお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの池につきましてですが、現在、最大限活用できないかというのを検討しているのですが、今の既存の池はもう60年ぐらい前に造られたもので、結構古くて、老朽化、劣化しているところが多いということ、また、それを示す図面の資料も、今、確認が取れていない状況です。

また、ここは傾斜地等がございますので、安全の確認についても、今、検討しておりまして、専門家の意見を踏まえながら、最終的な調整を図っているところでございます。

先ほど、私が7月の工事説明会のときに、決まりましたら報告するという話をしたんですが、それまでには、その池の活用等を含めて決定してまいりたいというふうに考えてございます。

○高瀬委員 今回の御答弁で、先ほどから質疑が繰り返されているところについては理解をいたしました。

工事説明会までには、池と傾斜地についての扱いについて検討していくということで、場合によっては、その設計から変わることがあるというふうに理解してよろしいんですね。そこを確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○高瀬委員 その上で、あともう一点、確認をさせていただきたいと思います。

この仮契約については、今、行われてきた設計に基づいた契約だというふうに理解します。まず、その認識でいいかということが一つと、それから、今後、設計変更がある場合は、そこはまた再度協議なり見直しなりをしていくということによろしいのでしょうか。確認をさせてください。

○岡沢緑と公園課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○高瀬委員 分かりました。進め方については理解をさせていただきました。

別の角度から一点お聞きしたいと思います。

資料も作成をしていただいております、競争入札の結果を出していただいております。御説明いただきましたが、1回目の入札では最低制限価格と予定価格の間に入るところがなく、2回目で落札をしたということで御説明をいただいたところです。

この表を見ていくと、辞退が多くて、1者だけが応じてくださったのかなというふうに見るんですけども、全体的なことにはなりますけれども、今、資材であったり人件費が非常に上がっていった中で、またこういった整備に係る工事についても、単価というんですか、事業者から求められている金額も上がっているのではないかと、今回、この表を見せていただいているところです。その辺の状況だったり、あるいは市としての考え方を少し確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○佐藤契約管財課長 この件に限らず、一般的なお話ですけども、委員のおっしゃるとおり、近年、資材の高騰、労務単価の上昇、そういった形で工事の金額自体も上がっている傾向がございます。

ただ、公共工事で積算をする場合、その単価というのも、土木工事におきましても毎月更新している状態でございます。なので、一定、その上昇分は見込んだ形での積み上げという形にはなっていると思います。

ただ、今回の入札結果を見ていただいても、予定価格をオーバーした業者が4者と、さらに最低制限価格を下回った会社が1者ということで、特にこの公園工事につきましては、業者によってばらつきが出てきます。そちらのほうを自分なりに考えてみたんですけども、その資材のところが、公園工事は割合が多くて、資材の搬入におきまして、その会社によって仕入れる金額というのが結構まちまちだったりするという傾向があるというのが分かっております。ですので、普通の建築工事、土木工事とちょっと違いまして、今回の公園工事につきましては、こういった経過になったという状況でございます。

○高瀬委員 分かりました。特にこういった公園の工事というところで、今、御説明もいただいたと思います。

落札されたところも、当初の1回目の入札よりも2,500万円近く下げて、2回目で応じていただいたということです。そういったいろんな動向は見ていく必要があるのかなというふうには思っておりますが、最低制限価格よりは下がっていないという意味では、しっかりとした工事をしていただけるということで、ここが落札になったかなと思うんですが、その点だけ御答弁いただきたいと思います。

○佐藤契約管財課長 この件に限らず、積算する上で、適正な形で、当然、社会情勢も反映した形で、そういった単価を採用して積み上げていただきたいというところを、担当課にも周知してまいりたいと思っております。

○中山委員長 ほかに。

○及川委員 すみません。設計図がないので分からないんですけど、トイレの位置はどこになるのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 3の整備工事範囲の地図がある資料を御覧ください。その一点鎖線で囲われた部分が今回の整備範囲ですが、その整備範囲の中の一番右下の部分です。そちらのほうにトイレを計画しております。

○及川委員 駐車場はどこですか。

○岡沢緑と公園課長 駐車場につきましては、この図面の一番左側、こちらが平たくなっておりますので、

その部分を活用していきたいというふうに考えております。

○及川委員　そうすると、駐車場に入るときは、どこから入る形になるんですか。

○岡沢緑と公園課長　北側から入るような形で計画をしております。

○及川委員　北側の入り口ね。分かりました。

　　ここ、ずっと坂になっているんですね。だから北側の入り口から入るのね。

　　あと、遊具はばらついた感じで配置しますか。

○岡沢緑と公園課長　こちらの遊具につきましては、この範囲の中、先ほどのトイレと駐車場の間の部分で、ばらついた形で配置する計画でございます。

○中山委員長　ほかに。

○久保副委員長　中山委員。

○中山委員　3の整備工事範囲のところで地図があるんですけども、黒鐘公園の一番南側に既存のトイレがあると思うんですが、これはそのままなのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長　こちらのトイレにつきましては、今回整備するトイレが使用開始になった後に、来年度に解体する予定でございます。

○中山委員　解体するんですね。なるほど。

　　今のような現状なので、遊んでいるお子さんたちは南側に偏っていますよね。インクルーシブな公園になれば、それが全体的に広がるというイメージで、今度配置されるトイレを比較的中央寄りに配置することなので、なるほど、廃止なんですね。2つあってもいいのかなと思っていたんですけど。分かりました。

　　ちなみに、工事説明会の日付というのは決まっているのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長　まだ7月上旬ということですが、市報等で、その辺はお示ししたいというふうに考えてございます。

○中山委員　分かりました。ありがとうございます。

○中山委員長　ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

　　討論ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　討論なしと認めます。

　　これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

　　総務部長及び契約管財課長はここまでになります。ありがとうございました。

————— ◇ —————

○中山委員長　続きまして、**議案第35号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第1号）**を議題といたします。

　　担当より説明を求めます。

○野口下水道課長　よろしくお願いたします。議案第35号、令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予

算（第1号）につきまして、御説明いたします。

議案書をお願いいたします。

本案は、令和7年3月18日に国から下水道管路の全国特別重点調査結果の報告について依頼がありました。この調査・報告を実施するため、予算の増額が生じることから、補正したいというものになります。

議案書中ほどの、収益的収入及び支出をお願いいたします。

令和7年度国分寺市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出、こちらの収入につきまして、補正前25億1,525万1,000円から2,095万4,000円を増額、支出につきまして、補正前29億8,365万1,000円から7,400万円を増額いたします。

議案の最後のほう、5、6ページをお願いいたします。内訳になります。

下の表、支出から御説明させていただきます。

項1、目1、管きよ費、委託料につきまして、全国特別重点調査委託料及び管きよ清掃等委託料で7,400万円の増額となっております。

上の表に戻ります。収入になります。

項1、目6、補助金につきましては、さきに述べました委託料の増額に伴い、国・都補助金額を2,095万4,000円増額するものでございます。

調査内容につきましては、※平成5年度以前に設置された内径2メートル以上の下水道管、それに付随する施設を対象とし、令和7年度末までに点検結果を報告するとなっております。（※10ページに訂正発言あり）

説明は以上になります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

○及川委員 説明ありがとうございます。大きな陥没事故があったので、全国的な調査をするということでしたが、この内径2メートル以上の下水道管というのは当市にはどのくらいあるんでしょうか。

○野口下水道課長 約11キロメートル弱あります。

○及川委員 下水道管は全部でどのくらいあるんですか。

○野口下水道課長 全部で約332キロメートルです。

○及川委員 じゃあ、332キロメートルのうちの11キロメートルということで、そのほかは、これより小さいということですね。小さいのは大丈夫なんですか。

○野口下水道課長 今、ストックマネジメント計画で、50年以上たった古い管から、ずっと調査と補修しております。古い順にやっておりますので、御心配はありません。大丈夫です。

○及川委員 それで調査の方法なんですけど、どういうふうな感じで調査するんでしょうか。

○野口下水道課長 水道管の中の水量が少なければ、内径2メートル以上のものについては、人が入って調査をする、確認をするということになっております。もし、管のその先の延長が長いものについては、機械を入れて、中にカメラを入れて確認をするということになっております。

○及川委員 それで、期間はどのくらいかかるんですか。

○野口下水道課長 業者のほうのヒアリングですと、全体で約200日必要ということなんです。

○及川委員 分かりました。

市は、古い下水道管から順に、ストックマネジメント計画で、交換、点検、維持・補修していますが、今回、内径2メートル以上の下水道管について、全国一斉に調査するようです。関西のほうでも、水が吹

き出している事故とかもあるので、全国的な調査するようですが、令和7年度末までに報告するという
ことで分かりましたので、これで終わります。

○丸山委員 御説明ありがとうございました。

本件については、市民の方からも、心配されている方も多ということで、日頃、問合せをいただいて、
今、概況については理解できたんですけども、全国一斉にこういった調査を行うということで、業者とし
ては、その対応能力としては全く問題がないのかどうか。ほかの自治体も同時に行うということなんす
けども、先ほどの200日必要というのは、そこで問題なく行えるということはもう確認が取れているの
か、教えてください。

○野口下水道課長 こちらは、業者のほうに確認をしております。これは、自治体の中でも、国分寺市は
出だしが早かったものですから、ちょうどできますということで確認しています。ほかの自治体につい
ては、まだ確認はしていないんですが、ちょっと遅れて調査を始めるということではないかと思ってお
ります。

○丸山委員 よく分かりました。日頃から危機意識を持っていただいて、早めの対応をしていただいた結
果として、当市においては問題なくできるだろうということで理解ができました。

それで、今回の11キロメートルの対象になる区間というのは、大体どの辺りなのですか。マップに置く
と、ここが対象になりますというのは、これは何か市民の方に対しては御説明されるような資料という
ものは、今後、提示されていくのかどうか。私どもの地区はそういった該当箇所があるのかとか、私ども
の所は、昔に下水道管が敷設されているけど大丈夫なのかといった類いの御質問をいただくことが多い
ので、そういった不安の解消という意味でも、もし提供できる情報があれば、一定御提示いただきたい
と思うんですが、その辺の御見解をお伺いして終わります。

○野口下水道課長 対象が11キロメートルあるため、結構大きな図面になってしまいますので、ちょっと
検討しまして、ホームページ等に載せられればと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。

○高瀬委員 進め方等々は理解できたところであります。

それで、今回は平成5年度までに敷かれたもので、内径が2メートルまでの管ということで、一方でス
tockマネジメントは小さい管を調査、補修していくということで、さっき御答弁あったんですけども、
stockマネジメントの場合は、小さい細い管だけではなく、大きいところも入っていますよね。そう
いう認識でよろしいんですよね。ちょっと確認させてください。

○野口下水道課長 分かりづらい答弁ですみません。委員のおっしゃるとおりで、全部入っています。

○高瀬委員 そうしますと、stockマネジメントで今まで進めてきて、調査をして、その後、工事に入
るところも、今、徐々にエリアが出てきていると思うんですけども、今回の調査と重なる部分がある
ということよろしいでしょうか。

○野口下水道課長 stockマネジメントの調査をやったところも、今回は調査をなささいということで
指示が来ております。

○高瀬委員 ということは、本当にここ数年の間に調査したところももう一度やっていくということ
ですね。分かりました。上手にすみ分けをしながら、今回せつかくやるのであれば、次に調査を考
えているエリアを重点的にというか、しっかりやっていくというの、一つやり方としてあるのかな
と思ったんですけども、全域を調査するというので、今、確認をさせていただきましたので、
分かりました。ありが

とうございます。

それで、今回は調査なので、その後、何らか問題があるというときには、必要な工事がまた入ると思うんですけども、それも含めて、今後見ていくということになりますか。それは市の予算でやって、市財源でやっていくのですか。補助金も同じように入ってくるということが、今の段階でも何か示されているかどうか、教えていただきたいと思います。

○野口下水道課長 修繕があれば補助金も入って、工事を進めてまいります。

○中山委員長 ほかに。よろしいですか。

○及川委員 すみません。委託料が2つに分かれているんですけど、これは別々ということですか。

○野口下水道課長 委員のおっしゃるとおりです。点検に入る前に、あまりにも中の汚れがひどい場合には、清掃してからでないと点検ができませんので。

○及川委員 それは同じ業者ですか。別の業者に頼んでいるのですか。

○野口下水道課長 別の業者になります。

○及川委員 なるほど。じゃあ、最初に汚いところは、まずきれいにすると。それをまず委託して、その後点検・調査するという、そういう感じなんですか。

○野口下水道課長 先に点検のほう入りまして、これでは点検できないということであれば、清掃します。マンホールの蓋を開けて、中をのぞいて、管を見たときに、その先がもう進めないほど汚い状態であれば、そこを清掃しないと、中のコンクリートの状態などを点検できないので、清掃します。

○及川委員 それは別の業者がやるということですね。

分かりました。終わります。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

○野口下水道課長 すみません。私の先ほどの説明の中で、平成5年度以前という説明してしまったんですが、平成6年度以前に訂正させていただければと思います。

○中山委員長 訂正を認めます。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○中山委員長 続きまして、**議案第36号 市道路線の一部廃止について**を議題といたします。
担当より説明を求めます。

○一色道路管理課長 先ほどは現地を視察していただきまして、ありがとうございました。

それでは、議案第36号、市道路線の一部廃止についてを御説明いたします。

本案は、光町三丁目地内の道路について、現状、一般の交通の用に供する必要がなくなったと認められ

るため、道路法第10条第1項及び国分寺市道路線の認定等に関する取扱規則第4条の規定に基づき、一部廃止いたしたいというものです。

本路線の概要につきまして、御説明いたします。

路線名は市道西67号線です。

資料1ページを御覧ください。本路線は市内西部、市立第二小学校の北側に位置します。資料2ページに案内図がございますので、こちらも御確認願います。議案書裏面の一部廃止図も併せて御覧ください。

廃止区間は光町三丁目5番12から光町三丁目3番2まで、道路幅員は1.818メートル、廃止延長は40.2メートルです。

なお、廃止部分につきましては、隣接土地所有者へ売却処分する予定でございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。
(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。
討論ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、**議案第37号 市道路線の認定について**を議題といたします。
担当より説明を求めます。

○一色道路管理課長 続きまして、議案第37号、市道路線の認定についてを御説明いたします。

本案は、宅地開発行為で設置された公共施設のうち、都市計画法第40条第2項で帰属を受けた道路を、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線として認定いたしたいというものです。

本路線の概要につきまして、御説明いたします。

路線名は市道北270号線です。

資料1ページを御覧ください。

本路線は市内北部に位置し、北町四丁目で行われました宅地開発事業において敷設された道路です。資料3ページに案内図がございますので、御確認願います。併せて、議案書裏面の認定図を御覧ください。

今回、宅地開発事業に伴い、新たに帰属を受けた道路は、ドット部分のうち、図の左側、市道北212号線との境目から右に向かい、地番表示10-23及び10-32付近の道路境界線上にある白抜きの小さな丸印を結んだラインまでです。

北町四丁目10番地で行われた宅地開発事業により敷設された当該道路が、過去の開発事業にて敷設された7番地内を通る特定道路北50号線とつながることで、起点と終点が市道に接続しました。これにより、国分寺市道路線の認定等に関する取扱規則第3条、路線の認定の条件を満たすことから、市道として認定いたしたいというものになります。

起点が認定図の下側、北町四丁目7番12、終点が北町四丁目10番37、認定幅員は5メートル、延長が

121.3メートルとなります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。どうぞ。

○久保委員 御説明ありがとうございます。念のための確認なんですけれども、この道がつながって、市道北212号線につながるというところもあるので、今までは畑だったというところなんですけれども、道路を利用される市民の方が、市道北212号線に出る場合に、ちょっと危険かと思います。カーブミラー等なんですけれども、そういったものはあるんでしょうか。

○一色道路管理課長 市道北212号線と、市道北270号線の交差点部分には既にカーブミラーは設けられております。今回の開発事業で付けられたカーブミラーです。

○久保委員 分かりました。ありがとうございます。

○及川委員 曲がった道路でも、一体と考えていいんですね。

○一色道路管理課長 市道から市道を結んだ一体の道路というところで考えております。

○及川委員 図を見ると、市道北270号線が真っすぐ行って、特定道路北51号線とくっつくので、こちらの道路という感じですが、それはどういうふうに分けるんですか。

○一色道路管理課長 特定道路北51号線については、このもう少し北側で、行き止まりの道路という形になっておりまして、市道から市道へつながっているのが、今回認定する道路部分というところになります。

○及川委員 ごめんなさい。特定道路って書いてあるから、分かりました。なので、市道と市道とがつながっている道路という意味なので、別に曲がっていろいろ真っすぐだろうが関係ないということですね。分かりました。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。いいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

討論ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

一定程度時間たちましたので、10分ほど休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時42分再開

○中山委員長 それでは、委員会を再開いたします。



○中山委員長 では、続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1番 第三次国分寺市環境基本計画の策定についてを議題といたします。

担当より御説明を求めます。

○坂本環境経営課長　今回は、第三次国分寺市環境基本計画に包含しました国分寺市生物多様性地域戦略の概要版、これの素案についての御報告となります。

資料1-1をお願いいたします。

生物多様性地域戦略の概要については、こちらの資料に記載のとおり、目的、第三次環境基本計画における該当部分など記載しておりますので、お読み取りください。

2、策定スケジュールです。令和7年6月に完成予定としております。

それでは、資料1-2をお願いいたします。こちらは概要版の素案になります。現段階では調整中のものであることを御承知おきください。

なお、この概要版は子どもたちを意識した内容としていく考えであり、その狙いについて御説明いたします。

今般、第三次環境基本計画を策定するに当たり、13歳から18歳を対象に、環境に関する次世代アンケート調査を実施しました。その結果、参加してみたい環境活動について、自然体験、観察会、見学会などの体験型イベントが57.3%と最も高く、インターネットで参加できるイベントを20ポイント以上上回る結果となりました。

一方で、環境学習、環境活動への参加意向については、参加したくないが8.5%、積極的に参加したいが17.1%、最も多かったのが、誘われたら参加してもよいであり、73.7%という結果でございました。このことから、本概要版は、子どもたちの背中をそっと押して、自然体験を促すことを狙いとしております。

それでは、概要版の中身を説明いたします。

1ページ、2ページです。こちらは環境基本計画からの抜粋であり、市の現在の自然の状況を地図の上に重ねてまとめています。

進んでいただきまして、3ページは、子どもたちにも分かりやすくするため、私たちを中心に、イラストを使用して、生物多様性を説明しております。

4ページは、生物多様性が失われている状況を写真を使用して示しております。

5、6ページ、こちらは市の緑、水、生き物のつながり、ネットワークを目指す将来の環境の姿としております。

7ページ以降でございます。そのためには、身近な自然を知ろう、身の回りで生き物を見つけてみよう、私たちでできることをやってみようと、3段階で自然体験を促す構成としております。

また、5月17日に実施しました、親子でいっしょに生きもの観察会におきまして、参加した未就学児の保護者から御意見をいただいております。また、観察会の講師として参加した方からも、今、御意見があるかどうか、投げかけをさせていただいて、回答を待っているというような状況でございます。

説明は以上でございます。

○中山委員長　説明が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員　概要版の資料の中身の部分で、どうしても私の中でぴんとこなかった部分が1か所あったので、確認させていただきたいのは、地域の文化の源となっているところ、3ページの下のところ「お祭り等の行事」と書いてあって、これが生物多様性から、このお祭り等の行事といった部分がどのようなつながりでできているのか、伺えればと思います。

○坂本環境経営課長　限定的に何かを指すのは難しいと考えております。

あと、自然とのつながりを表したお祭りというような、一つの象徴的なものというような捉え方をして

おります。

具体的に何かというと、ちょっと説明に窮するところがございまして、表現のほうは検討してまいりたいと考えております。

○寺嶋委員　ありがとうございます。何かしらあるのかもなと思いつつ、私もちょっとぴんとくるものがなかったので、何かしらもう少し、見た方が確かにとってもらえるようなものを入れたほうがより説得力があるのかなと思いました。

あともう一点、確認させていただきたいです。生物多様性ということで、いろいろな市内の生き物の話であったり、どのような形で実際に自然に触れているのかみたいな形でビオトープの件なども言及されておりますが、こういったところで気をつけなくてはいけないのが、同時にビオトープとかを造っていて、水の流れとかがないとボウフラが大量に湧いて物すごく蚊が湧いてしまったりとか、蚊も生物多様性なんだと言われてしまったらそれまでではありますけれど、ある意味、蚊は病気とかも媒介しますので、そういった生き物がいないような何かしらの内容もちょっと入れておいたりすることって、生物多様性と言っておきながら可能だったりしますでしょうか。

○坂本環境経営課長　先ほどのお祭りのところにも触れますけれども、自然への感謝というようなところ、そういったものがお祭りにも関係してまいります。生活に密接したもの、これは委員の御指摘のとおり、よいことばかりではありません。では、蚊が害悪なものなのかということ、そういったことはなくて、ほかの生き物の食糧になっていたりするような一面もございまして。今回の概要版は、いろいろなつながりをまぜ例示したいと考えております。そういったよいものも悪いものも含めて示していったら、それを考えるきっかけにさせていただきたいと、このような考えでございまして。

○寺嶋委員　かしこまりました。ありがとうございます。理解いたしました。そのような形で、特にお話を聞いていると、子どもたちの視野をより広げるといったニュアンスも強いのかなと思いますので、ぜひ、その部分を大切に、よい部分、悪い部分、それらを踏まえた上で自然であるというような形で、こちらでも最後の詰めに入らせていただければと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方。

○高瀬委員　概要版ということで先ほど御説明いただいて、どういう目的でつくるかというのは、よく理解はしました。ただ、今回は素案ということで出させていただいておりますけれども、今後こういった形でこれを活用していくというものを踏まえて今の素案になっているのか、その辺を簡単に教えていただきたいと思っております。

○坂本環境経営課長　本編の生物多様性地域戦略は環境基本計画の中に組み込まれておりますが、ボリュームがあります。生物多様性地域戦略の概略を知るためには、これは有効ではあるんですけども、そのためには皆さんが何ができるかというところの本当に導入部分として、それを誘う意味合いで、この概要版というのを考えております。完成した暁でございまして、まず、紙ベースのものは広く周知という点で配布を考えております。実際の活用という点では紙ベースではなくて、ホームページ上にデータとしてアップロードしまして、それを広く使っていただきたいというような二段構えの構成で考えているといったところでございまして。

○高瀬委員　紙ベースとホームページ上と、どちらでもということでもありますし、また学校などでも、ぜひ、使って見ていただけたらいいのかなという内容になるのかなと思っております。最初に御説明いただいたときに、子どもたちの背中を押すものになりたいというお言葉があり、まさにそのようなもの

になっていくといいのかなと感じているところです。

それで、今はまだ検討中だということで、ページでいうと7ページになりますか、身近な自然を知ろうというところは調整中ということなんですけども、今日の程度の調整が進んでいるのか、もし一定決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

- 坂本環境経営課長　まず、これは知ろうというところからスタートしていくんですけども、子どもたちは、自分自身の生活圏内に何があるかというのは把握していると推察しております。一方で、国分寺市全体で考えると、本当に川も流れていたりとか、もしくは畑があったりとか、樹林地があったりとか、少し生活圏内から離れるとそれがなかなかイメージしにくいというようなところがございまして、まず国分寺市にはこういう自然があるんですよというところを知っていただきたい。ただそれをどうやって導入するかというのが、現在まさしく調整中のところでございますので、意図としては、ハードルを下げて、なるべく興味を持ってもらうというような形にしていきたいと考えてございます。
- 高瀬委員　環境基本計画の中でもそうなんですけれども、地球の環境が今大きく変わってきていて、そこに暮らす動植物の状況も変わってきているなど見ているところです。特に今回、この概要版の中にもありますけども、家庭でできることであったりとか、自分たちが本当にできること、あるいは事業者の皆さんと一緒にやること、あるいは公共で言えば市が率先してやっていける緑であったり、水をどのようにつくっていくのか、あるいは生物や、鳥も含めてねぐらを作ったりとか、移動あるいは巣を作るとか、そういった状況をどうやってつくっていくかということにも及んでいるのかなというように、読ませていただいたところです。そういったところは写真や図を使いながら見せていくんだろうと思うんですけども、自分たちができることも必要なんですが、市全体としてもうちちょっとこういうようにやっていこうよというようなものが子どもたちを通して、また親だったり、あるいは事業者の方にも何か伝わるようなものを簡易な言葉で表現していくというのにも必要ではないかなと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。
- 坂本環境経営課長　委員の御指摘の点、事業者であったり市であったり、この辺りの相互に関係した取組というのは、まさしく環境基本計画の本編そのものに記載してございます。考え方としては、子どもたちに本当にきっかけとして知っていただきたいというところに絞込んだ概要版をイメージしておりますので、まずは興味を持ってもらうというところに軸足を置きたいと、このような考えでおります。
- 高瀬委員　ここにも書かれてはいますけれども、生物、植物も動物も全てのものにとって住みやすいまちをつくっていく、優しいまちをつくるんだということが恐らくここに書かれてくるとは思うんですけども、一方で、自然界ですので非常に厳しい状況もあつたりするかなと思っています。
- 今、この時期なのでちょっと気になるのが、一点だけ申し上げると、今、ツバメが巣を軒下とか、あるいは駅の所に巣を作って、巣立ちを待っているのかなという感じはあります。そういったところを一つ取っても、今、ツバメの個体数が減ってきているというのはいろいろな調査でも分かってきていて、国分寺市にもかつてからいる鳥であるということもあります。そういったものもちょっと取り入れながら、そこは事業者の方と一緒にどうやって巣立ちを見守るか、あまり大きく手を入れるのは好ましくありませんけれども、今それだけ個体数が減っている中においては、何らか緩やかに見守るようなものが必要ではないかなと思ったりもするところです。何かそのような身近なツバメという題材も、これは例えばですよ、そういったものも含めながら、少し読み物的なところも含めて簡易に入れていくというのは、一つあるのではないかなと、興味を持ってもらうという意味ではあるのかなと考えますが、その点については、まだこ

れから工夫、検討の余地というはあるんでしょうか、いろいろな方に今聞いているところではあるんですけども、その点をお伺いしたいと思います。

- 坂本環境経営課長　それぞれの思いのあるものを盛り込んでいきたいと考えますと、恐らく情報量はどんどん増えてしまうところを懸念しております。一方で、例示の難しさというのは、ツバメの例示、これを一つ出したとして、ツバメを見つけるのが目的になってしまうと、これも少し問題が出てまいります。本当に住宅の周り、身の回りで見過ごしてしまうようなもの、そこに発見がありますよというようなハードルの低い概要版というのをイメージしております。答弁としてはこのような形になります。
- 高瀬委員　今回のこの概要版については、子どもたちがそういった関心を持つきっかけにするという意味では、近くで見つけやすいものを広く取り上げていくということなんだなということは、今、分かりました。環境基本計画の中には細かくいろいろ入れていただいている、私たち大人がしっかり見ていかなければいけない部分もすごく多いなと思っているところですので、ここについてはまた違うところでお聞きしたいと思います。ちょっと概要版とは違ってくるかなと思いましたので、承知いたしました。ありがとうございます。
- 中山委員長　ほかに質問のある方。
- 及川委員　説明ありがとうございました。この第三次国分寺市環境基本計画の中で、生物多様性のところだけを概要版にすることになった理由を教えてください。
- 坂本環境経営課長　これは御説明の中で触れさせていただきましたが、子どもたちの関心を引き起こしていく必要性をアンケートの結果から読み取りまして、そこにまず関心を持ってもらう入り口としてこちらの概要版を作っていくと、そういう流れを考えたということでございます。
- 及川委員　これは環境基本計画の中で、生物多様性のページは18ページ分あるのですが、概略でより分かりやすくということ子ども向けということで何回も話されていますが、今の高瀬委員の活用の話ですけど、概要版を学校に配るとか、そういうことをやるということでしょうか。
- 坂本環境経営課長　学校に紹介はしていきたいと考えております。
- 及川委員　こういうものがありますよということですか、それで勝手に見てくださいということですか。
- 坂本環境経営課長　紹介させていただきまして、活用に関しましては、こちらの思いはきっかけにさせていただきたいというのはありますけれども、学校のほうでの受け止め方、また活用の方法は考えていただきたいと、このように考えております。
- 及川委員　概要版の冊子ということになるんだと思いますが、部数はどのくらいでしょうか。
- 坂本環境経営課長　概要版につきましては300部を作る予定となっております。これはあくまでも紹介となりますので、活用に関しましてはホームページ上にアップしたデータを使っていただきたいと、このような考えでございます。
- 及川委員　ホームページに載せてもらえれば見られると思いますけど、例えば授業で使ってもらうとか、そういうところまでは働きかけしないということですね。
- 坂本環境経営課長　授業で使っていただきたいという思いはございますが、あとは学校のカリキュラムの中での判断になってくると捉えております。
- 及川委員　せっかく作るのであればもったいないと思うので、活用の方法についてはもう少しお考えいただいたほうがいいんじゃないかなと思います。待ちの姿勢というか、紹介して使ってほしいということで、それで使ってもらえればいいかもしれませんが、もうちょっとプッシュしないと、せっかくいいも

のを作っても活用できないのではちょっともったいないと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 活用の働きかけというのは、作成後、継続して行ってまいります。

○及川委員 終わります。

○中山委員長 ほかに質問はありますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項1番を終わります。

それでは、午後1時半まで休憩いたします。

午後0時02分休憩

午後1時31分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。



○中山委員長 それでは、午前に引き続きまして報告事項を受けたいと思います。

報告事項2番 **再生可能エネルギー等の導入について**を議題といたします。

説明を求めます。

○坂本環境経営課長 報告事項資料No.2をお願いいたします。報告の内容は、公共施設へ再生可能エネルギー電力を調達するに当たって実施したリバースオークションの結果について、報告するものでございます。

2、背景をお願いいたします。国がリバースオークションを推奨しており、市は、再エネ電力のリバースオークションを実施する株式会社エナードと再生可能エネルギー電力の利用促進に関する連携協定を締結しました。

3、エネオクを利用する理由です。リバースオークションは通称「エネオク」と呼ばれており、エネオクを利用する理由をこちらに記載してございます。

4、エネオクの対象施設です。対象施設は市立小・中学校、公民館、図書館、ひかりプラザの20施設を対象といたしました。

2ページ目です。5、にエネオクの条件設定を記してございます。この中の価格安定を重視したメニューとは、固定価格または燃料調整費が月単位で穏やかに変動するタイプのメニューを条件としました。ほかのタイプのメニューとしましては電気の取引市場に連動して価格が変わるメニューなどが存在しますが、それらは対象外といたしました。

6、エネオクの結果でございます。結果は、3社から6件の価格提示があり、競り下げの効果が得られたと捉えております。なお、単価固定、燃料調整費なしのメニューであるため、燃料価格や為替による影響は受けないものとなります。

最も低い価格を提示した小売電気事業者はバンパーパワートレーディング合同会社で、現在、契約の手續を進めているところでございます。

7、今後の展開です。低圧電力を受電する公共施設をエネオクの対象に加えてまいります。なお、結果につきましては年に1回取りまとめて、市のホームページで公開しております国分寺市温室効果ガス排出量算定結果にて報告していく予定でございます。

次に、エナードが実施している首都圏再エネ共同購入プロジェクトを市内事業者に周知してまいる

考えです。これは、首都圏で国分寺市を入れると18の自治体がエナーバンクと協定を締結しており、協定を締結した自治体で事業を営む事業者がエナーバンクのホームページを通じてエントリーし、エナーバンクが同じようなタイプの事業者をまとめて、スケールメリットを生かしてエネオクを実施するものとなります。なお、指定管理者も市内事業者としてエントリーすることができます。

最後、その他として、これは再エネ電力ではなく、都市ガスの報告となります。4月から市立第四小学校にて、新庁舎と同じ温室効果ガスを排出しないとみなされるカーボンオフセット都市ガスの利用を開始いたしました。

説明は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いします。

○寺嶋委員 説明ありがとうございます。確認させていただきたいのが、今の時点でリバースオークション形式のプラットフォームがエナーバンクしかないという認識でよろしいでしょうか。その部分がちょっと分からなかったので教えてください。

○坂本環境経営課長 エナーバンクとは、連携協定締結に向けて1年ちょっと前から打合せを重ねております。その中で、現在このプラットフォームを提供しているのはエナーバンクだけであると、唯一であるというような説明を受けてまいりました。ただ、時々ナンバーワンという言い方も交ざってまいりますので、唯一もしくは多くのシェアを持っている取扱事業者という認識を持っているところでございます。細かい確認のところまでは、なかなかネットの情報等では得られていないというところでございます。

○寺嶋委員 かしこまりました。把握している限りは、エナーバンク以外はちょっと見当たらないという認識をさせていただきます。ここの部分は恐らくですけれど、こういった同様の企業といった部分は、ある意味ここはブルーオーシャンのように感じるので、いろいろな企業がここから出てくるかと思えます。そういった部分を見ながら、協定は結びながらも、よりよい企業があるのかどうかの確認は今後もしていただきたいなと思えます。

あともう一点、これは若干派生した確認にはなるのですが、今、リバースオークションは政府としても推奨している方法で、実際に電力のエネオクの結果といった部分も見られているので、非常に現時点で効果があるものだと認識しております。

ただ加えて、最近少しずつ話に上がっている、以前、私も一般質問でお話しさせていただいたと思うんですけどピア・ツー・ピアの電力取引、いわゆる電力取引の間に電力会社が挟まったりしない仕組みも出来上がってきています。これがブロックチェーンであったり、AIなどを活用して、あえてその部分にそういったプラットフォームを介さないという仕組みも出来上がってきております。ここに関しての確認になるんですけれど、今後そういった形でリバースオークション以外にこういったピア・ツー・ピアといった新しいやり方なども、リバースオークションにこだわらず取り入れていくという方針はありますでしょうか。

○坂本環境経営課長 委員の御紹介のピア・ツー・ピアは、比較的エリアを限定した中で電力の相互融通をしているというような仕組みと理解しております。市としましては電気は安定した調達を考えておりますので、現時点では小売電気事業者から電気を購入していくと、それに当たっては再エネ100%の電力を購入して行って温室効果ガスの排出抑制をしていくと、このような考えでございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。今の時点でのピア・ツー・ピアは公的なところでしっかりと安定するといった部分に課題が残るかなと私も感じておりますので、すぐ手をつけるというよりは市場の動向と

かを引き続き確認して、リバースオークションに関しても、ピア・ツー・ピアに関しても、随時確認、検討をしていただきたいと思います。

○中山委員長　ほかに質問のある方。よろしいですか。

○高瀬委員　何点かお伺いしたいと思うんですけども、今後の展開の中で低圧電力を受電する公共施設も対象に加えていくということで御説明があったところです。引き合いが強いのは高圧電力の公共施設ということで資料にも書いていただいているんですが、その辺というのは低圧電力でも同じような仕組みで可能性があるということなんでしょうか。

○坂本環境経営課長　これは確かに高圧で大量の電気を使うところのほうが、事業者にしてみれば少ない手数で大きな売上げを上げられるというメリットがございます。低圧になりますと使用する電氣量が少ないために、手数は増えてもなかなか大きな売上げを得られないというような特徴がございます。調べていきますと、では、全てみんな高圧のほうに小売電氣事業者が流れているかというところではなくて、逆に低圧のほうを得意としている事業者もいるというようなことは情報として得ております。課題としましては、そのような低圧を得意とする事業者が参加しやすいような条件設定を検討していく必要があると捉えております。

○高瀬委員　低圧を得意とする事業者が参加しやすい条件を考えていくというのは、エネオクをするところが考えるということになりますか、市として何か対応できることがあるのかどうか教えてください。

○坂本環境経営課長　資料の5、エネオクの条件設定を御覧いただきたいと思います。この中で、今回のエネオクの実施に当たっては2番目の丸ポツ、市の「電力の調達に係る環境配慮方針」というのを適用いたしました。この配慮方針は比較的大きな事業者でないとクリアできないということが今回のオークションを通じて把握できましたので、ここの条件設定をどのようにしていくかというのが検討課題になると捉えております。

○高瀬委員　その部分について、市がどう考えていくかということ整理するという意味でよろしいんですね、分かりました。

それから、契約期間が1年間ということでは、毎年同じようにここにアプローチしていくことになるんでしょうか。

○坂本環境経営課長　複数年の契約も条件設定としては提示することは可能なんですけれども、現状では小売電氣事業者が長い期間の契約を敬遠する傾向がございます。そのため、今回は1年間ということで条件設定いたしました。委員のお見込みのとおり1年間で契約が切れますので、小売電氣事業者の姿勢が変わるまでの間は、ルーチンで毎年このようなエネオクを開催していくのが再エネ電力調達に関しては適正であると考えております。

○高瀬委員　分かりました。小売電氣事業者もそこは上手に回していかないといけないということだと思いますので、そこは見ていく必要があるかなと思いました。

最後にもう一点なんですけど、要するに市のほうは手数料みたいなものは一切かからないと、エナバンクのほうは小売電氣事業者から何らか、どこかに書いてあったと思うんですけども、手数料か何かの形でもらっていくという話だと思うんですけど、小売電氣事業者にとってのメリットというのはどんなことが言えるのか教えてください。

○坂本環境経営課長　資料の3、にも示しておりますが、今、エネオク自体の市場が拡大しております。直近で取扱高が900億円以上とありますが、今は1,000億円を超えているというような情報も得ているとこ

ろです。小売電気事業者からしますと、このエネオクというプラットフォームにアクセスすれば容易に電気の売り先を見つけることができると、しかも比較検討して売る相手を選ぶことができるという点で小売電気事業者にメリットがあるというように聞いております。

○高瀬委員 分かりました。今のようなメリットがあるので、小売電気事業者から収益を得てエナーバンクが経営を回していくとしてもそれ以上のメリットがあると考え、ここに小売電気事業者が多く参入しているという理解でよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 委員のお見込みのとおりでございます。今、双方それぞれにとってメリットがある状態が形成されているということになります。

○高瀬委員 分かりました。3者のそれぞれにメリットがあるということで、今後はどのように動いていくかというのを見ていく必要があるんだろうなと思いますけれども、現段階ではそのように理解できましたので、ありがとうございます。

○丸山委員 御説明ありがとうございます。大変先進的な取組で、かつスタート価格から33%の削減が見込めるということで、いい滑り出しかなと思っています。

一点確認させていただきたいのが、与信リスクはどのように管理するのかということで、今回落札された事業者に限らず、今後、毎年これを継続していく場合に、その事業者が仮に年度内に操業で何らかのストップであったりとか、そういった事業上のリスクがあった場合には、その切替えというのはどのようにオペレーションされるのでしょうか。

○坂本環境経営課長 まず、条件設定の中で、ここには記載してございませんが、ほかの官公庁等で電気の供給実績がある事業者というのをまず条件としております。今回のバンブーパワートレーディングは公立の病院等にも電気を供給しているような実績を確認しております。与信のリスク、契約した後のリスクの関係になりますけれども、絶対はございませんので、何らかの形で会社が立ち行かなくなるということが発生し得る場合がございます。方法としては2つ考えられます。再度リバースオークション、エネオクを実施して次の事業者を選定するという方法が一つございます。

もう一つは、高圧電力になりますと、これは供給契約する事業者が見つからなかった場合は送配電の事業者、東京電力管内ですと東京電力パワーグリッド株式会社というところが、最終的なセーフティネットとして電気を供給する仕組みがございます。したがって、電気の供給が途絶えることはございません。セーフティネットでございますので速やかにそのほかの小売電気事業者を見つけていくと、このような手順になると考えてございます。

○丸山委員 よく分かりました。そういったバックアップ、対策も含め考えていらっしゃるということでした。ただ、今の御説明で高圧のところではそういったセーフティネットとして送配電の東京電力パワーグリッドのほうで究極のところでは対応していただけるということなんですけれども、今後の展開で低圧電力のところも考えていくということなんですけれども、この部分について仮に同様のケースがあった場合の対応というのはどのようになるのでしょうか。

○坂本環境経営課長 高圧電力のようにセーフティネットと明言されているものは存在しないんですけれども、従前の電力会社にしてみれば、一度切り替わったとしてもまた戻ってきてくれるのであれば、これは歓迎すべきことだと考えられます。同様に、再エネを追い求めていくのであれば、低圧電力につきましてもまず考えなきゃいけないことは、再エネ電力を求めるという形でのエネオク、リバースオークションの実施であると考えております。

○丸山委員 よく分かりました。新しい取組の中でリスクの部分と、一方で進めなければいけないところで、非常に担当としてもバランスよく考えていただいて、慎重にしっかりと進めていただいていることが分かりましたので、引き続きよろしく申し上げます。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項2番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項3番 **ブロック塀等に関する取組**について、報告をお願いいたします。

○小泉建築指導課長 それでは、報告事項3番、ブロック塀等に関する取組について、御報告いたします。
本件は、令和3年度に抽出した重点的に指導すべき箇所を基に、昨年度まで報告を行ってまいりました。劣化状況の分類のうち「特に倒壊のおそれのあるもの」、「倒壊のおそれのあるもの」を中心に優先的に働きかけ、令和5年度で令和2年度に行った実地調査から3年が経過したことから、令和6年度は、改めて「要観察」まで含めた現況確認と安全啓発を行いましたので、その状況を御報告いたします。

資料の表は、これまで経年劣化が進んだもの、そして新たな情報により追加したものを含めまして整理したものとなります。総計としては、令和6年度末時点の撤去等の計は54か所、残存の計は99か所となります。ここで、「特に倒壊のおそれのあるもの」につきましては令和6年度に1か所追加したものがございりますが、既に解決しております。残存4か所につきましては働きかけを行ってまいりましたが、令和5年度末から動きがない状況です。こちらは歩行者への注意喚起として現地へのバリケード等の設置と、市ホームページでの公表を継続しております。

次に、2ページ目になります。参考として助成制度の実績を掲載いたしました。撤去件数は令和5年度で一旦落ち着きましたが、令和6年度は能登半島地震の影響かと思われませんが増加しております。

下の表はこれまでの合計となり、撤去したブロック塀等の長さは約8.2キロメートルに及んでいる状況です。

1ページに戻りまして、今後の対応です。令和6年度に整理した情報を基に、優先的に啓発すべきものについて働きかけを継続いたします。「特に倒壊のおそれのあるもの」については解決まで長期間を要する状況であることから、パトロール等で現地把握を行うとともに、地震があった際は特に留意する場所として継承してまいります。

市民全体に対しても安全啓発活動を継続し、引き続き市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進いたします。

説明は以上となります。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いいたします。

○及川委員 説明ありがとうございました。「特に倒壊のおそれのあるもの」が4件残存していて、少し動きがない状況だということなんですけど、ホームページでも公表されているということですが、個人情報があるのであまり踏み込んでどうこうということではないですけど、何か市がそのことでできることがあるのであればやっていただきたいと思いますが、もうそういう状況じゃ全くないということですか。例えば連絡がつかないとか、そういうことでもないかなと思うんですけど、話せる範囲で構わないので教えてください。

- 小泉建築指導課長　こちらの4件中2件は所有者の方とお話ができている状況です。1件は一人暮らしということで、なかなかひとりでは決断できないといった方で、もう1件は空き家の管理をされている方で、現状維持を希望されているということになります。ただ、この2名とも課題であることは重々把握されているといった状況になります。あとの2件は訪問しても出てきてくださらないような状況が続いておりまして、こちらは毎回お手紙をポストイングして依頼しているといった状況になっております。
- 及川委員　手紙を入れて、そこから会えていないということ、話ができているということですよ。それって何か対処方法というのは、もうそこで終わりなんですか。
- 小泉建築指導課長　こちらは現地の確認を、パトロールを通じて適宜行っているというところになってございます。なかなか話ができないという状況をどう解決したらいいかというのは私たちも悩んでいる状況ではございますけれども、今後もう少し手段があるかどうか、さらに研究してまいりたいと思います。
- 及川委員　なかなか会えない状況と、いろいろな方がいるんですけど、例えばもし地震があつて被害があつた場合の補償や責任というのはどうなるんですか。例えば事故があつた場合に誰かを治療しなくちゃいけなくなったりとか、そういったときの持ち主の責任というのはどうなっているんですか。
- 小泉建築指導課長　それはけがをされた方の状況とか、どういった場面で被害に遭つたかとか、その場で責任の所在というのは追及されてくるのかと思いますけれども、所有者の責任というところは一定あると思っております。
- 及川委員　話ができているということなんですけど、それって特に倒壊のおそれがあるわけでしょう、明らかに危険であるということで、倒壊した場合、そこは入れないようになっているんですか。何か先ほどそういうお話でしたけど、そこは人がもう通れないようになっているんですか。
- 小泉建築指導課長　そちらはバリケードを設置しまして、倒壊のおそれのあるブロック塀の道路側になりますけれども、ここは近づいていけないというような表示をしているような状況です。あと、狭い道路もありますけれども、そちらは所有者の理解を得てここの塀は倒壊の危険性がありますというような表示をさせてもらっているという状況でございます。
- 及川委員　分かりました。ふだん通行していないとか、危険だからということであまりそこは人が通行しないようになっているので、何かあつたときでも被害は最小ということにしているということですか。分かりました。改めて調査したということで、要観察も含めて全部でまだ99件ということで、随分進んでいる感じは市内を見るときにはありますけれども、まだこれだけあるということなので、引き続きよろしく願いします。
- 中山委員長　ほかに質問のある方。
- 久保副委員長　中山委員。
- 中山委員　括弧内の数字は助成制度を活用した件数とあるんですが、助成制度を活用しなかった理由として、活用ができなかったのか、要件に該当しなかったのか、その辺を教えてくださいませんか。
- 小泉建築指導課長　こちらは建物が老朽化していて建物ごと撤去したいとか、売買によって更地にしますとか様々な事情がございまして、そういった場合はブロック塀も建物と一緒に撤去をお願いするというケースがございまして、そういった事情で助成制度が使われていないというものがございまして。
- 中山委員　そうすると、基本的にはブロック塀を撤去したり、撤去して新設したりするときにこの助成制度が活用できて、それ以外の建物と一緒に敷地全体を活用する、家を建て替えるとか、そういうことだということですね、そういう場合はこの制度が活用できないと。でも、活用できましたよね。

○小泉建築指導課長 建て替えの際に活用するケースも多くありますが、申請するには多少手間がかかりますので、建物撤去に含めて業者にお任せしてしまうというケースもございます。

○中山委員 分かりました。個々いろいろな事情があるということです。

それと、ちょっとブロック塀とは違うんですけども、擁壁についてなんですけど、私も市内を歩いていて、ところどころでこれは大丈夫なのかなという所もあるんですけども、擁壁については対策というか、対策になるのかちょっと分からないんですけど、どういうお考えがあるのか教えてください。

○小泉建築指導課長 擁壁は敷地の高低差を解消するというか、土を留めるという意味では、構造はブロック塀等とは全く違いますし、基準も異なっています。こちらもしっかりと国分寺崖線の部分とかには古い擁壁が見受けられますので課題ではありますけれども、基本的には建て替えのときにそこを考えていくといったところになります。過去には平成18年度に擁壁の調査をしております。その調査の結果は建築指導課でも把握しておりますので、例えば大雨の際とか、そういったときにはその調査結果を活用してパトロールしているといった状況になります。

○中山委員 分かりました。ありがとうございます。終わります。

○中山委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項3番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項4番 **都市計画道路事業の進捗状況について**、報告をお願いします。

○村田街路整備担当課長 報告事項4番、都市計画道路事業の進捗状況について、報告させていただきます。資料No.4を御覧ください。

国3・4・1号線でございます。事業区間は、国分寺市東元町三丁目地内における資料図面のうち、右側の国分寺街道から、図面内左側の国3・4・11号線までの約80メートルでございます。なお、国分寺街道は都道であり、国3・4・11号線は東京都が事業を施行しております。

これまでの経過といたしまして、令和2年4月に事業認可を取得し、現在用地取得と設計を進めております。用地取得の進捗状況としましては、令和6年度末時点で画地ベースで約93%となっております。

令和7年度の予定ですが、引き続き折衝、契約に取り組むとともに道路詳細設計を行ってまいります。報告は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項4番を終わります。



○中山委員長 続きまして、報告事項5番 **西町五丁目緑地について**、報告をお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長 報告事項5番、西町五丁目緑地について、御報告いたします。報告事項資料No.5を御覧ください。

西町五丁目緑地は、市内に残る貴重な自然資源の一つであります。寄附者の意向を踏まえ、将来にわたって残していくために、年内をめどに都市計画緑地として指定してまいりたいと考えてございます。

初めに、都市計画緑地予定地についてでございます。1ページ右下にあります案内図(拡大)を御覧ください。予定地は、国分寺市立第八小学校の北東側に位置し、寄附樹林地などの市有地と今後取得予定の

民地からなり、太枠で囲まれた部分は約1,870平米の広さでございます。今後、整備に伴い東西方向への行き来ができるとともに、憩いの場として利用しやすく、また管理しやすい環境が整えられるものと考えております。

続きまして、事業スケジュール（予定）でございます。1ページ上段の表を御覧ください。令和7年度は国分寺市まちづくり条例、都市計画法に基づき、懇談会、説明会、公聴会、都市計画審議会、東京都との協議等を実施し、都市計画の決定に向けて進めてまいります。また、民地の取得をはじめ整備に向けた市民意見の収集などについては、令和8年度から順次行っていききたいと考えてございます。

次に、2ページを御覧ください。都市計画決定に係るスケジュール（予定）でございます。都市計画決定までの大きな流れとしましては、左から2番目、都市計画決定の欄に示すとおり5月末頃に都市計画原案を決定し、9月末頃に都市計画案を決定し、12月中旬頃に都市計画決定を行いたいというものでございます。それぞれの決定前に懇談会や説明会を開催し市民の意見を伺うとともに、意見書等の受け付けを行います。この際、公述申出書を受け付けた場合につきましては、公聴会を開催して対応してまいりたいと考えてございます。その後、国分寺市都市計画審議会へ諮問します。以降、都市計画の決定に至るまで懇談会、公聴会を除き、同様の手続を繰り返して進めさせていただきます。建設環境委員会への報告につきましては、一番右側の欄にありますとおり懇談会、説明会等でいただいた意見概要等の報告をそれぞれ予定しております。

報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は挙手にてお願いします。

○久保委員 説明ありがとうございます。一点、この都市計画緑地の中に、今現在、西町しばざくら公園がありますけれども、この計画によって変化する可能性があるのか、ないのか、教えていただけますでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 現段階におきましては、西町しばざくら公園を含めたエリアを考えておりまして、その整備に関しましては、今後開催する市民懇談会等を含めて検討してまいりたいと考えております。

○久保委員 分かりました。小さいお子さんが大変よく遊んでいる所でもありますので、使い勝手のよい形をこの計画の中で検討していただけますようお願いいたします。

○中山委員長 ほかに。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。ざっくりで完成はいつぐらいになるイメージでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 1ページ目の上段の表に事業スケジュールの予定を書かせていただいておりますけれども、順調に進んだ場合につきましては令和10年度に整備工事を予定しているところで、その後供用開始ということを考えてございます。

○寺嶋委員 となると、この整備工事が進んで割とすぐ、内容次第にはなると思うんですけど、早く令和10年度中にはもう使えるようになっていくというイメージということでもよろしいでしょうか。うなずいていらっしゃるの、そういうことだと認識させていただきます。事業スケジュールの表の中で供用開始の段が変わっていたので、その部分は未定なのかなと思っていました。すみません、ありがとうございます。理解しました。

○及川委員 都市計画緑地ということですけど、公園とは違うということですが、別に市民の人が行ったり、休んだりというような利用はできるということでもよろしいんですね。

○岡沢緑と公園課長 整備後につきましては、委員のおっしゃるとおり、恋ヶ窪樹林地などのように、市

民の憩いの場として活用していただくことを考えているところでございます。

- 及川委員 分かりました。いいです。
- 中山委員長 ほかに。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

- 中山委員長 では、報告事項5番を終わります。



- 中山委員長 続きまして、報告事項6番 **その他**になります。
- 高木まちづくり推進課長 それでは、その他報告をまちづくり推進課よりさせていただきます。地域活性化包括連携協定に基づくまちづくりの取組について、御報告させていただきます。資料はございません。口頭のみのお報告となります。

昨年度、地域活性化包括連携協定を株式会社竹中工務店と締結いたしました。今年度、その協定に基づきまして、公民学が連携したまちづくりの中間支援組織、アーバンデザインセンターの設立に向けた取組を開始いたしたいと思っております。アーバンデザインセンターと申しますのは、地域の行政、企業などが連携し、都市デザインの専門家が客観的な立場から携わる新しい形のまちづくりの組織として、これまでに全国28の拠点で活動が展開されております。まちなか再生などの地域課題の解決や公園などの地域資源を活用したエリアマネジメント、道路などの公共空間を活用したまちを楽しくする取組など、活用の内容は様々でございますが、国分寺市におきましても公共施設を活用したにぎわいづくりや、こくぶんじカレッジで生まれたアイデアを資源とするまちづくりに生かす原動力となることを期待しております。まずはアーバンデザインセンターのネットワークに加盟登録いたしますと、まちづくりに関する豊富な知識を持った識見の方々からいろいろな助言をいただくことができますので、そこからまずは進めてまいりたいと考えております。

御報告は以上でございます。

- 中山委員長 報告が終わりました。質問のある方はいますか。よろしいですか。
- (「なし」と発言する者あり)
- 中山委員長 それでは、報告事項を終了します。



- 中山委員長 最後に、調査事項の設定を行いたいと思えます。委員の皆様から何か御意見はございますか。
- 高瀬委員 それでは、環境施策についてを調査事項にしてはどうかと思えますが、いかがでしょうか。
- 中山委員長 ただいま、高瀬委員より環境施策についてを調査事項としてはどうかという御意見がありました。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 中山委員長 御異議なしと認めます。それでは、環境施策についてを建設環境委員会の調査事項とし、継続といたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- 中山委員長 御異議なしと認め、継続することに決しました。

以上で本日の建設環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時09分閉会